

表1. ガイドラインの変更点

#	変更箇所(旧番号)	変更前	変更後(下線が変更部分)
1	IV. ソフトウェア製品に係る脆弱性関連情報取扱 2. 発見者の対応 4) 脆弱性関連情報の管理および開示	発見者は、IPA と JPCERT/CC が脆弱性情報を公表するまでの間は、脆弱性関連情報が第三者に漏れないように適切に管理してください。	発見者は、IPA と JPCERT/CC が脆弱性情報を公表するまでの間は、脆弱性関連情報が第三者に漏れないように適切に管理してください(発見者に対する情報非開示依頼、以下「 <u>情報非開示依頼</u> 」という)。
2	4) 脆弱性関連情報の管理および開示	脆弱性関連情報の管理および開示に係わる法的問題に関しては、付録1に示します。	脆弱性関連情報の管理および開示に係わる法的問題に関しては、付録1に示します。 <u>なお、起算日から1年間以上経過した届出については、発見者はIPAに対し、情報非開示依頼の取り下げを求めることができます。</u>
3	P6 脚注	—	本ガイドラインの「IPA および JPCERT/CC 対応」において「 <u>製品開発者への連絡</u> 」(3-(2)-2)として規定された連絡を最初に試みた日を起算日とします。
4	3. IPA および JPCERT/CC の対応	—	11) <u>情報非開示依頼の取下げ</u> IPA は、起算日から1年間以上経過した届出について、発見者から情報非開示依頼の取下げが求められた場合、これを取り下げます。そのとき、製品開発者が正当な理由により対応に時間を要する場合、IPA はその状況を取下げを求めた発見者に適切に説明し、発見者が情報開示の必要性を客観的に判断できるようにします。
5	3. IPA および JPCERT/CC の対応 (2) JPCERT/CC 2) 製品開発者への連絡	さらに、製品に添えられた宛先情報をもとに電子メールや郵便、電話、FAX 等いずれの手段で製品開発者に連絡を試みても一定期間にわたりましたく応答がない場合には、「連絡が取れない」と判断します。その場合、JPCERT/CC は、その脆弱性の影響範囲や連絡の取れない期間を考慮して取扱いを終了することがあります。	さらに、製品に添えられた宛先情報をもとに電子メールや郵便、電話、FAX 等いずれの手段で製品開発者に連絡を試みても一定期間にわたりましたく応答がない場合には、「連絡が取れない」と判断します。その場合、JPCERT/CC は、該当する製品開発者を「 <u>連絡不能開発者</u> 」と位置づけて公表し、連絡を呼びかけます(付録8)。それでも連絡がとれない場合には、JPCERT/CC は、対象製品(製品名及びバージョン)を公表し、広く一般に情報提供を呼びかけます(付録9)。 これらの呼びかけにも関わらず連絡が取れない場合、JPCERT/CC は、その脆弱性の再現性確認の状況を考慮して取扱いを終了することがあります。

#	変更箇所(旧番号)	変更前	変更後(下線が変更部分)
6	4. 製品開発者の対応 2) 脆弱性検証の実施	また、他社のソフトウェア製品に類似の脆弱性があると推定される場合、JPCERT/CC に連絡してください。	また、他社のソフトウェア製品に類似の脆弱性があると推定される場合、JPCERT/CC に連絡してください。 <u>また、何らかの理由で JPCERT/CC からの連絡を受け取れなかった場合も、JPCERT/CC から連絡不能開発者として示された場合には、すみやかに JPCERT/CC に連絡してください。</u>
7	付録7の後ろに追記	—	<u>付録8 連絡不能開発者一覧(P.52を追加)</u>
8	付録8の後ろに追記	—	<u>付録9 対象製品情報の公表と関係者へのお願い(P.53を追加)</u>
9	付録9の後ろに追記	—	<u>付録7 付録10 セキュリティ担当者のための脆弱性対応ガイド(P.54からP.62を追加)</u>